

結城市告示第36号

結城市指定ごみ袋製造の認定に関する要項を次のように定める。

令和8年 3月23日

結城市長 小林 栄

結城市指定ごみ袋製造の認定に関する要項

(目的)

第1条 この告示は、住民がもやしにくいごみを排出する際に使用する袋（以下「指定ごみ袋」という。）の規格及びその製造の認定並びに遵守事項等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定ごみ袋等の規格)

第2条 指定ごみ袋及び外袋の規格は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(製造業者の要件)

第3条 指定ごみ袋を製造することができる者は、次に掲げる要件を満たし、市長の認定を受けた者とする。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (2) 法人にあっては役員等（理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、団体にあっては代表者その他経営に実質的に関与している者が、結城市暴力団排除条例（平成24年結城市条例第3号）第2条第1号から第3号までに規定する者でないこと。

(指定ごみ袋製造認定の申請)

第4条 指定ごみ袋の製造の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、結城市指定ごみ袋製造認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 申請者が法人である場合には、定款（寄附行為を含む。）及び登記事項証明書
- (3) 申請者が個人である場合には、住民票の写し及び業務経歴書
- (4) 国税及び地方税に未納がないことを証明する書類
- (5) 指定ごみ袋及びその外袋の仕様書並びに見本品
- (6) 指定ごみ袋の寸法、厚さ、引張強度及び伸び率の検査結果証明書（第三者機関が検査し、発行したものに限る。）
- (7) 使用するインクの成分証明書又は検査報告書（日本語以外の言語で作成されている場合は、その訳文を添えること。）
- (8) 他の地方公共団体における指定ごみ袋製造実績一覧
- (9) その他市長が必要と認める書類

(認定の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第2条に規定する規格に適合すると認めるときは、製造の認定をするものとする。

2 市長は、前項の認定をしたときは、結城市指定ごみ袋製造認定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(変更の申請等)

第6条 前条の規定により認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、第4条により申請した事項を変更しようとするとき、又は認定を受けた内容と異なる指定ごみ袋の製造をしようとするときは、結城市指定ごみ袋製造認定事項変更申請書(様式第4号)により、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、第4条に掲げる書類のうち、変更等が生じた事項に関連するものを添付しなければならない。

3 市長は、第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、第2条に規定する規格に適合すると認めるときは、これを承認し、結城市指定ごみ袋製造認定事項変更承認通知書(様式第5号)により、当該認定事業者に通知するものとする。

(製造の廃止)

第7条 認定事業者が指定ごみ袋の製造を廃止しようとするときは、結城市指定ごみ袋製造廃止届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(認定事業者の責務)

第8条 認定事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第2条に規定する規格を遵守し、製造すること。

(2) 製造した指定ごみ袋に起因して生じる一切の問題について、自らの責任において誠意をもって対処すること。

(3) 住民の購入の利便性を確保するため、結城市及び隣接する自治体内の販売店の確保に努めること。

(指導、助言及び取消し)

第9条 市長は、認定事業者が前条各号の規定に違反すると認めるときは、当該認定事業者に対し、改善等の指示及び指導を行うものとする。

2 市長は、認定事業者が偽りその他不正な手段により認定を受けたとき、又は前項の指示若しくは指導に従わないときは、当該認定を取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、当該認定事業者に対し、結城市指定ごみ袋製造認定取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による認定の取消しにより生じた損害について、一切その責任を負わないものとする。

(名称等の公表)

第10条 市長は、第5条の規定により指定ごみ袋の製造を認定したとき、又は前条第2項の規定により認定を取り消したときは、当該事業者の名称等を公表するものとする。

(報告)

第11条 認定事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により市長に報告しなければならない。

(1) 販売店の確保状況 認定を受けた日から6か月以内に結城市指定ごみ袋販売店確保状況報告書(様式第8号)により報告

(2) 毎年4月1日から翌年3月31日までの期間における販売数量及び販売店の確保状況 当該期間の終了した日から1か月以内に結城市指定ごみ袋の製造に関する実績報告書(様式第9号)により報告

2 前項に定めるもののほか、認定事業者は、市長から指定ごみ袋の品質又は流通に関し報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

袋の色	透明又は半透明（原則無着色）
透明度	内容物が識別可能な透明度を有すること。
文字色	オレンジ
容量（相当）	150以上450以下
形状	平型又はU字型
素材	（1）ポリエチレン（LDPE、HDPE等の指定はしない。） （2）温室効果ガス排出削減を目的にバイオマスプラスチックや再生プラスチック等を使用することができること。
厚さ	JIS Z 1711:1994に準じること。
品質	JIS Z 1702:1994 及び JIS Z 1711:1994 に準じること。
インク	指定ごみ袋、外袋共に印刷に使用するインクは、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素等のハロゲン化合物を含まないこと。また、ベジタブルインキなどの環境に配慮したものを使用することができること。
指定ごみ袋の印刷内容	（1）別図1を片面一色（オレンジ色）で表示内容が読み取れる大きさを印刷すること。 （2）原則として、バーコードと環境配慮素材に関する表示については、別図1以外の情報として袋の余白部分に印刷できることとするが、別図1の表示を妨げないよう配慮すること。
外袋の材質等	（1）材質は、ポリエチレン又はポリプロピレンとすること。 （2）外袋には、別表第2に示す事項を表示すること。 （3）視覚障害者が識別しやすくするために中央下に1か所直径5mm以上のパンチ穴を開けること。

別図1 指定ごみ袋の印刷内容

にんていばんごう
認定番号〇〇〇号

〇〇ℓ

もやすしかないごみ

Burnable garbage 可燃垃圾 가연 쓰레기 ขยะที่เผาได้ Rác cháy được Nasusunog na basura දැවිය හැකි කුණු Lixo incinerável Basura inflamable Sampah yang bisa dibakar جلنے والا کچرا



なま
◇生ごみ

ひかくせいひん せんいるい
◇皮革製品・繊維類



かみ
◇紙くず

た
◇その他



しげん かみるい ようき ふくろ
○資源になる紙類やプラ容器などは、この袋に入れないでください
Please do not put recyclable paper or plastic containers in this bag.

へ きょうりよく
○ごみを減らすことに協力してください
Please cooperate in reducing the garbage.

ひ あさ ばしょ
○ごみはきめられた日の朝8:00までに、きめられた場所にだしてください
Dispose of the garbage at the designated site by 8 am on the collection day.



ゆ う き し
結 城 市
Y U K I C i t y

別表第 2（第 2 条関係）

外袋に表示する事項	(1) 認定番号 (2) 結城市指定ごみ袋であることの表示 (3) もやすしかないごみであることの表示（多言語表記） (4) もやすしかないごみを排出する際には指定ごみ袋を使用することの表示 (5) 事業系ごみを家庭ごみ集積所に出すことはできないことの表示 (4) 指定ごみ袋の容量、入数及び厚さ (5) 指定ごみ袋の形状及びイラスト (6) 家庭用品品質表示法に基づく表示 (7) 結城市マスコットキャラクターのイラスト
-----------	---

備考 別図 2 の例を参照すること。

別図2 指定ごみ袋の外袋レイアウト（例）

	ゆうきし 結 城 市 YUKI City してい 指 定 ご み 袋 Designated Garbage Bags	認定番号 号
もやすしかなないごみ		
Burnable garbage 可燃垃圾 가연 쓰레기 ขยะที่เผาได้ Rác cháy được Nasusunog na basura දැවිය හැකි කුණු Lixo incinerável Basura inflamable Sampah yang bisa dibakar جلنے والا کچرا		
袋の形状 イラストを表示	○ ℓ 相当 \triangle 枚入 厚さ◇mm	
	家庭用品品質表示法に基づく表示 原料樹脂、耐冷温度、寸法、枚数、 取扱い上の注意、表示者名等	
<ul style="list-style-type: none">・もやすしかなないごみを排出する際には指定ごみ袋をお使いください・事業系ごみを家庭ごみ集積所に出すことはできません		
○		

備考1 家庭用品品質表示法に基づく表示については、最低限記載が必要なものを例として表示すること。また、必要に応じて、記載事項を追加すること。

2 別図2中の○印は、パンチ穴を示す。